

## 「宇治市子ども・子育て支援事業計画（初案）」に対する各委員からのご意見等について

## 基本的な考え方にかかわるもの（3 件）

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	<p>【 初案：P3 】 以下の文言について、変更及び下線部分の追加をしてほしい。 （ 3 ）新制度の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育           地域型保育事業（小規模保育事業等）</li> <li>・家庭的保育事業       地域型保育事業（家庭的保育事業等）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業などの<u>1.5 項目</u>のサービス</li> </ul> <p>下線部分を追加</p>	<p>【 最終案：P3、4】 ご意見を踏まえて、小規模保育、家庭的保育は「地域型保育事業」として表記を統一しました。サービスの項目数については、4 ページの地域子ども・子育て支援事業の説明の中に追記させていただきました。</p>	有り
-2	<p>【 初案：P4 】 以下の文言について、下線部分の追加をしてほしい。 （ 4 ）国が示す計画の対象事業について 「教育・保育事業」「<u>地域型保育事業</u>」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。</p> <p>下線部分を追加</p>	<p>【 最終案：P4 】 「教育・保育事業」とは、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」を含んでいるため、このような記載としております。</p>	無し
-3	<p>【 初案：P65 】 「基本理念」 「次代（あす）」のみではなく、生まれた時から笑顔でいてほしい考えから、「次代（あす）につづく笑顔あふれる子どもたちのまち宇治」に変更してはどうか。</p>	<p>【 最終案：P65 】 基本理念の変更については、宇治市子ども・子育て会議でのご意見等を踏まえて検討することとします。</p>	会議にて検討

具体的施策にかかわるもの（2件）

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	<p>【 初案：P83、P90 】</p> <p>「身近な相談窓口の充実」</p> <p>初案の P83 にて、「こども家庭相談」や「利用者支援事業」、P90 では「民生児童委員による相談」の記載があるなど、多様な相談窓口があるのはよいが、十分な周知が必要であるとともに、人材の育成等も必要である。</p>	<p>【 最終案：P83、P90 】</p> <p>ご意見を踏まえ、新たな相談窓口のひとつとなる「利用者支援事業」も含め、積極的な周知に努めるとともに、相談員のスキルアップも図りながら、子育て家庭の相談ニーズに対応していきたいと考えています。</p>	無し
-2	<p>【 初案：P87 】</p> <p>「子育て家庭の医療費負担の軽減」</p> <p>子どもの医療費無料化の拡大は、子どもの受診者数の急激な増加を招く可能性があるなど、慎重に検討すべきである。</p>	<p>【 最終案：P87 】</p> <p>現在、医療費助成「月額 200 円自己負担」は、小学校修了まで実施していますが、いただいたご意見については、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>	無し

「量の見込み」と「確保方策」にかかわるもの（2件）

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	<p>【 初案：P112 】</p> <p>「 満3歳以上の教育（1号認定）の今後の方向性」</p> <p>「認定こども園の運営についても検討します」とあるが、「認定こども園の実施について推進していきます」として記載すべきである。</p>	<p>【 最終案：P112 】</p> <p>認定こども園については、既存の保育所、幼稚園からの移行によるものが主なものと考えており、その運営に関する検討が必要と考えており、「認定こども園の運営については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。」と具体的に記述を修正しました。</p>	有り

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-2	【 初案：P113 】 「 満3歳以上の保育（2号認定）の今後の方向性」 「保育所の施設整備による」とあるが、「保育所・認定こども園施設整備による」として記載し、「認定こども園の運営についても検討します」は削除してほしい。	【 最終案：P113 】 認定こども園については、既存の保育所、幼稚園からの移行によるものが主なものと考えており、その運営に関する検討が必要と考えており、「認定こども園の運営については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。」と具体的に記述を修正しました。	有り
-3	【 初案：P113 】 「 満3歳未満の保育（3号認定）の今後の方向性」 「保育所の施設整備による」とあるが、「保育所・認定こども園施設整備による」として記載し、「認定こども園の運営についても検討します」は削除してほしい。		有り
-4	【 初案：P113 】 地域型保育については、1号認定・2号認定・3号認定の次に、として別項目を掲げて、確保方策を詳細に記載すべきである。	【 最終案：P113 】 「量の見込み」と「確保方策」の項目については、国の手引きに沿ったものとしているため、このような記載としております。	無し

計画の推進にかかわるもの（1件）

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案：P123 】 計画の実現に向けた役割として、家庭・地域・事業所の役割が記載されているが、計画の推進のためには、この内容を十分に周知していかなければならないと考える。	【 最終案：P123 】 ご意見を踏まえ、計画内容の積極的な周知に努め、家庭・地域・事業所と連携しながら、総合的に子育て支援施策の推進に取り組んでいきます。	無し